

第5章 施策の体系



**【基本理念】** 「ふれあい・認め合い・支えあい」  
 —交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

**【将来像】** 「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、  
 安心して暮らせるまち」  
 —障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして—

**【基本目標】**

- 1 お互いの個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現
- 2 自分らしく生きがいのある生活の実現
- 3 安心して暮らせるまちの実現

第1節  
 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

- 1 市民意識の醸成 P. 40
- 2 福祉に関する教育の充実 P. 42
- 3 地域ボランティア活動等の推進 P. 44

第2節  
 子育て支援の充実

- 1 障害の早期発見と早期療育 P. 46
- 2 障害に応じた療育 P. 48
- 3 特別支援教育の充実 P. 50

第3節  
 社会参加と就労の促進

- 1 障害のある人への就労の支援 P. 52
- 2 スポーツ・文化活動の支援 P. 54

第4節  
 自立した地域生活の支援

- 1 障害の原因となる傷病の予防と治療 P. 56
- 2 障害福祉サービスの充実 P. 58
- 3 生活の安定のための支援 P. 60
- 4 相談支援体制の充実 P. 62

第5節  
 安全安心なまちづくりの推進

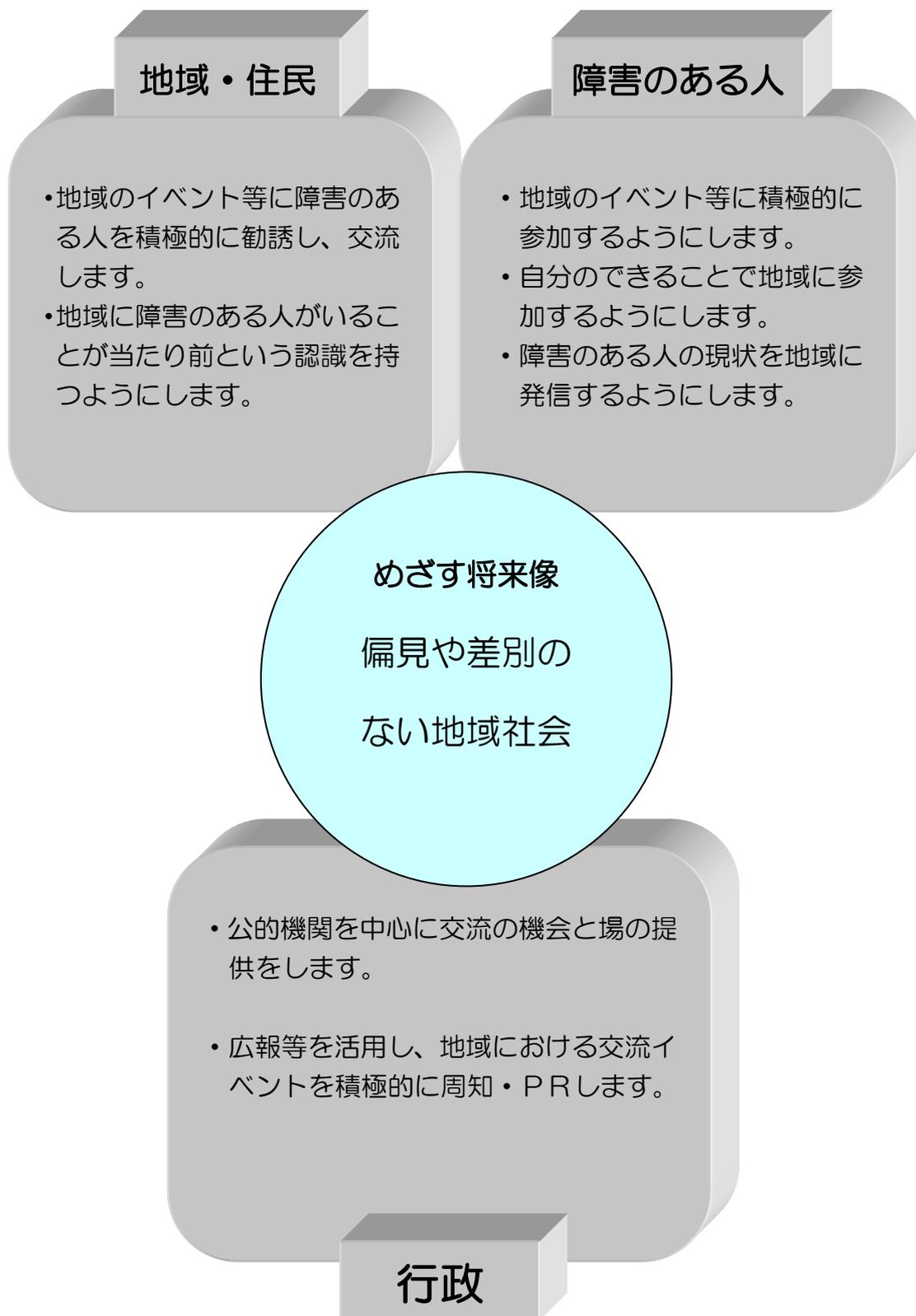
- 1 生活しやすいまちづくり P. 64
- 2 防犯・防災対策 P. 66

## 第1節 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

### 1 市民意識の醸成

<p><b>○現状と課題</b></p> <p>障害のない市民を対象としたアンケート調査結果では、障害のある人に対する差別・偏見について、あると答えた人は減少してはいるものの、依然高い数値を示しています。(資料P. 85 参照)</p> <p>また、障害者関係団体の懇談会においても、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう活動をしていることや、当事者が声をあげて周囲の人たちの理解を求める努力が必要であるとの意見が出されています。(資料P. 121 参照)</p> <p>そのため、障害のある人もない人も障害に対する市民意識の醸成が必要であると考えています。</p>		
<p><b>○めざす将来像</b></p> <p>障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人も地域社会の一員として、共に生きる社会を実現しましょう。</p>		
<p><b>○具体的な行動</b></p> <p>(1) 地域活動における交流の促進</p> <p>障害者と実際にふれあう中で、市民が障害者に対する理解を深められるよう、障害者週間*などの機会を通じてイベントを開催します。また、松戸市社会福祉協議会等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。</p> <p>(2) 心のバリアフリーの醸成</p> <p>障害のある人に対する理解を深めていただき、差別・偏見をなくしていくため啓発用冊子を作成、配布します。そして、あらゆる機会を利用して啓発に努め、市民の心のバリアフリーを醸成していきます。</p>		
<b>目 標</b>	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合		
身体障害	42.9%	0%
(市民アンケート調査、資料P. 85 参照) 知的障害	56.2%	0%
精神障害	61.3%	0%
<p><b>○目標値設定の説明</b></p> <p>本来、差別・偏見はあってはならないとの考えから、常に0%をめざします。</p>		

## 具体的な行動



## 2 福祉に関する教育の充実

### ○現状と課題

障害のない市民を対象としたアンケート調査結果では、障害のある人との交流のきっかけは、身近なところ、そして、幼少のときからという数値が高い状況です。(資料P. 86 参照)

また、障害者関係団体の懇談会においても、学校教育の場における子どもの頃からの障害に対する理解を深める活動が必要であるとの意見もあることから、更なる学校教育における福祉に対する取り組みが必要となっています。(資料P. 121 参照)

### ○めざす将来像

小さなときから障害のある人とない人の交流の機会を持つことにより、障害に対する正しい理解が得られるようにしましょう。そして、互いに地域社会の一員であるという思いやりのある意識が醸成されるようにしましょう。

### ○具体的な行動

#### (1) 学校教育における福祉教育

障害のある人と一緒に学習する機会を持つことにより、障害をもつ人への思いやりや連帯感を育み、障害に対する偏見や差別の意識がなくなります。

#### (2) 交流の場の提供

特別支援学校\*・特別支援学級\*との交流及び共同学習を市内小中学校で引き続き実施し、障害のある人に対する正しい理解と思いやりの心を育みます。

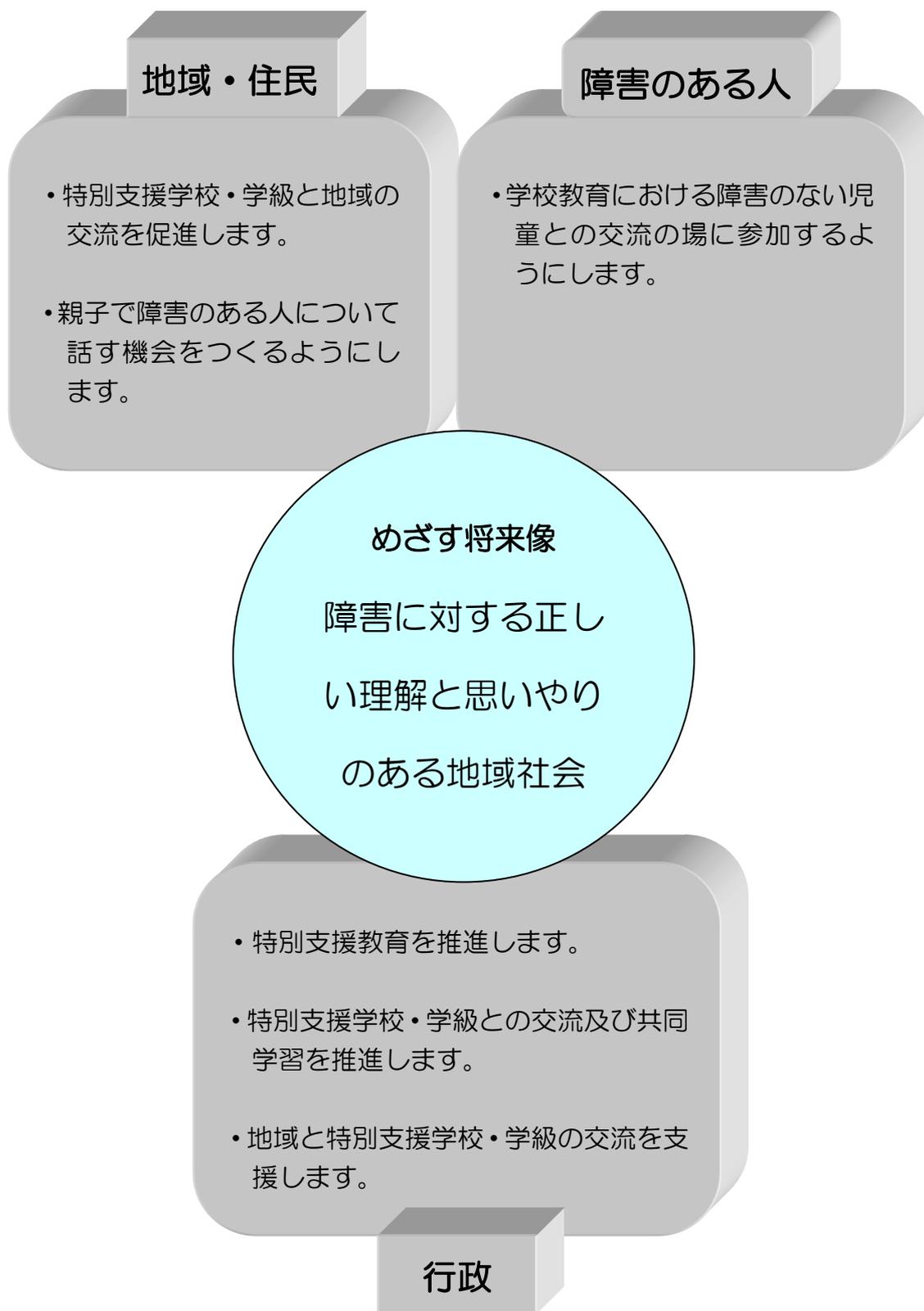
目 標	現状値	目標値	
	23 年度	32 年度	
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した20歳代の人割合 (市民アンケート調査、資料P. 85 参照)	身体障害	57.1%	0%
	知的障害	68.6%	0%
	精神障害	77.1%	0%

### ○目標値設定の説明

数値は、教育の効果が表れやすい20歳代に着目しました。

本来差別・偏見はあってはならないとの考えから、常に0%をめざします。

## 具体的な行動



### 3 地域ボランティア活動等の推進

#### ○現状と課題

障害のない市民を対象としたアンケート調査結果では、地域ボランティア活動への参加意向はあるものの、きっかけや情報がないため参加していない市民が多いことから、ボランティアに関する情報や活動の機会を更に提供していく必要があります。(資料P. 88 参照)

また、障害者関係団体の懇談会においても、団体を構成する会員の高齢化や会員数の伸び悩みなど、人材の確保を求める意見が寄せられています。

そのため、団体の存在や活動内容をもっと周知し、障害のある人を支える新たな担い手を増やしていく必要があります。(資料P. 121 参照)

#### ○めざす将来像

身近な地域のボランティア活動を通して、障害のある人とない人が互いに理解しあい、共に生きていく地域社会を実現しましょう。

#### ○具体的な行動

##### (1) ボランティア等の育成と市民参加の促進

市民の福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉を支えるボランティアの発掘及び育成を行い、活動の促進を図ります。

##### (2) 児童・生徒のボランティア活動支援

児童・生徒の福祉施設でのボランティア活動を通して、障害に対する正しい理解を身につけます。

##### (3) 社会福祉協議会との連携

松戸市地域福祉活動計画\*の障害者福祉の取り組みを通して、ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会との連携を図ります。

##### (4) 障害者関係団体への支援

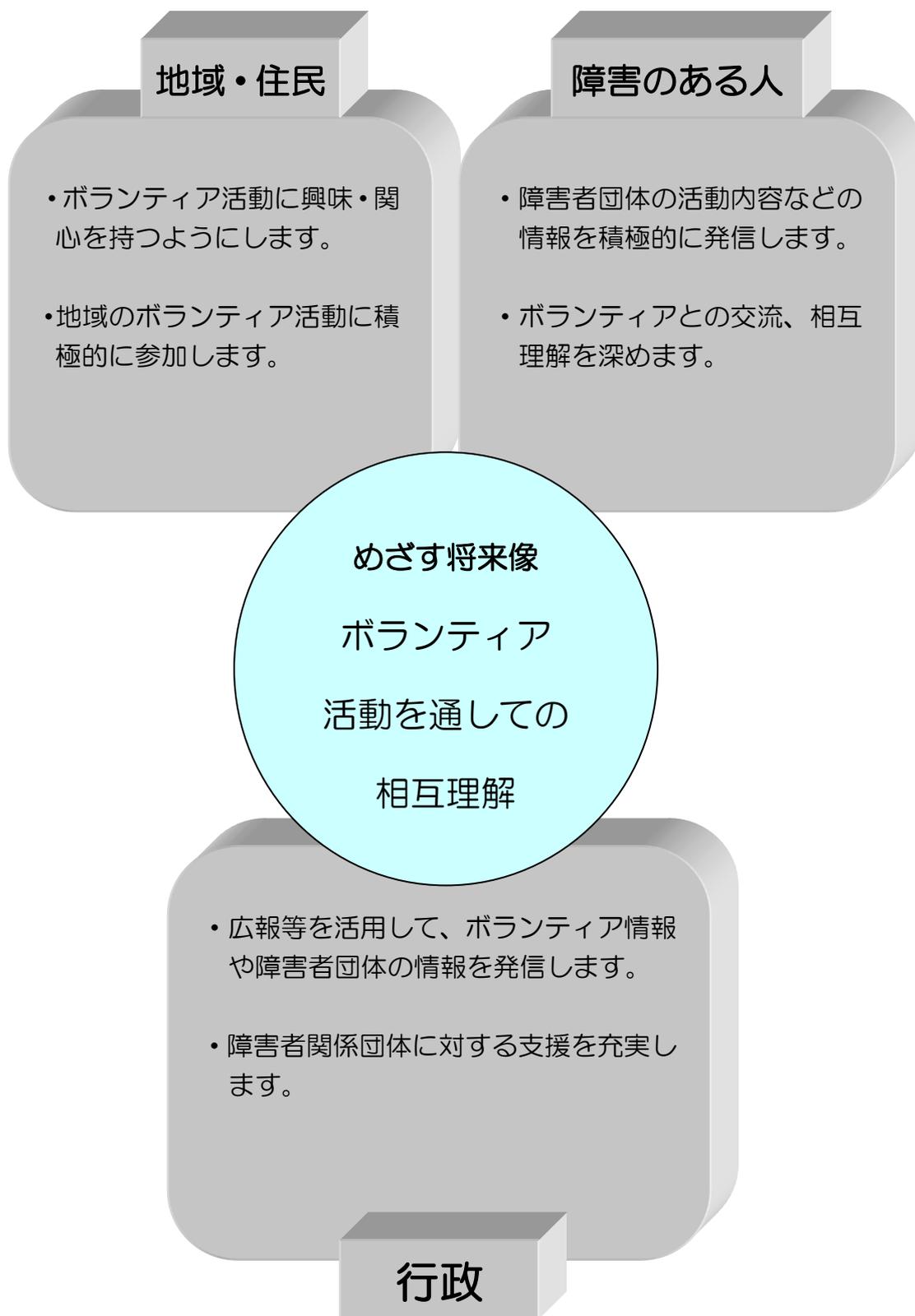
障害のある人が身近な地域でその人らしい生活ができるよう、障害者関係団体への支援を充実していきます。

目 標	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
「ボランティア活動に参加したことがある」人の割合 障害のない市民 (市民アンケート調査、資料P. 87 参照)	22.7%	50%

#### ○目標値設定の説明

市民の半数がボランティア活動を経験していることをめざします。

## 具体的な行動



## 第2節 子育て支援の充実

### 1 障害の早期発見と早期療育

#### ○現状と課題

障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、障害がわかった時期について、出生時が最も多く、乳幼児期における健康診査の実施により、早期に発見するケースが増加しており、この時期を逃すことなく的確な対応をする必要があります。（資料P. 90 参照）

また、専門的支援を受けている場所として、こども発達センター\*の利用によるものと思われる「理学療法\*」の増加が目立っており、こども発達センターの機能を一層充実させていく必要があります。

#### ○めざす将来像

運動機能、視聴覚などの障害、精神発達等に遅れが見られる児童の早期の気づきから早期発見へつなげ、適切な療育\*が図られます。

また、生活習慣の自立、虫歯の予防、栄養その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進が図られます。

#### ○具体的な行動

##### (1) 保健指導の継続的な実施

- ①健康教室・健康相談      ②新生児（産婦）訪問指導
- ③乳児家庭全戸訪問事業   ④育児教室
- ⑤健康づくり啓発          ⑥未受診者への受診指導

##### (2) 疾病等の早期発見

- ①乳児健康診査              ②先天性股関節脱臼検診
- ③1歳6か月児健康診査      ④3歳児健康診査

##### (3) 療育体制の充実

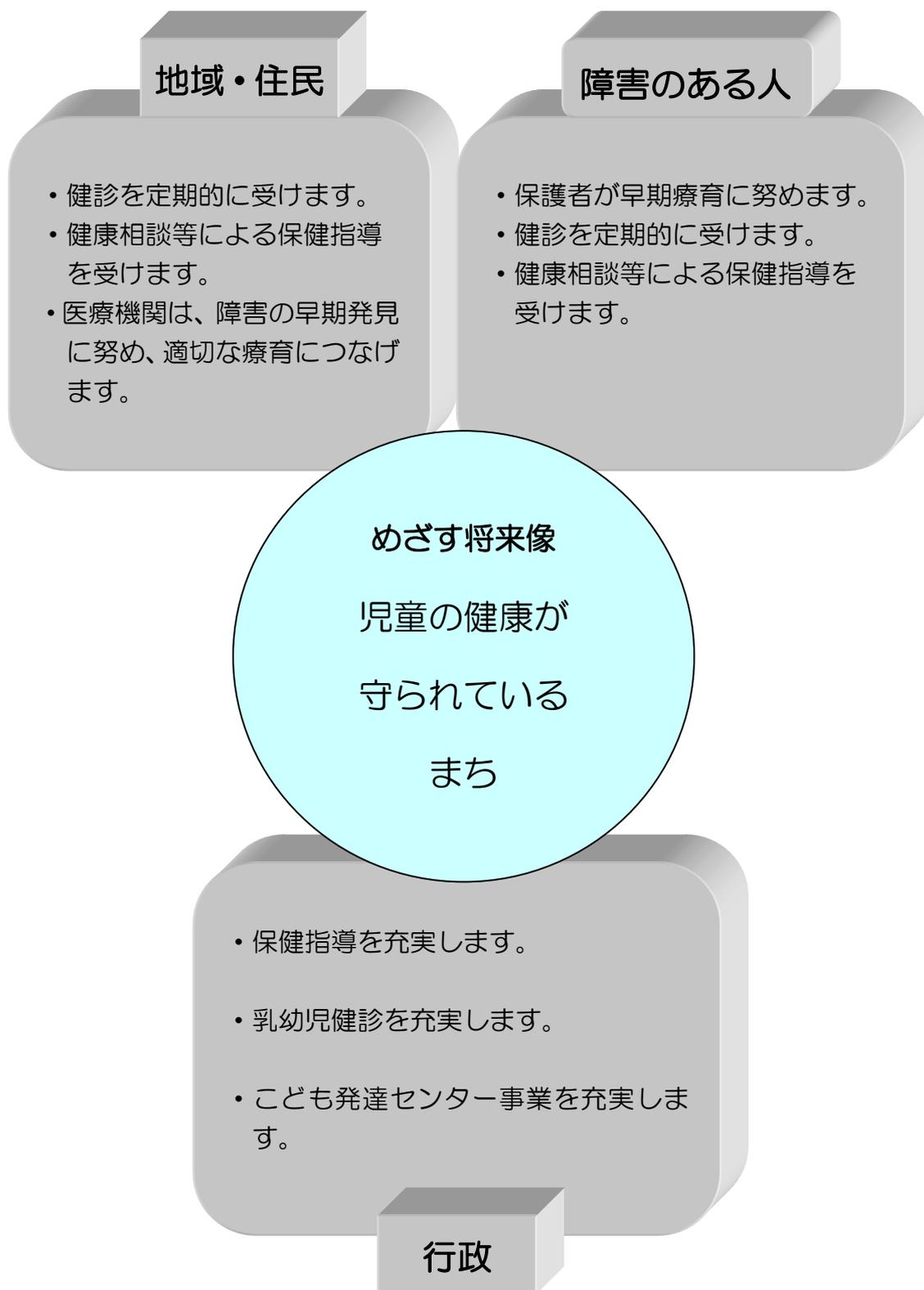
- ①こども発達センターの専門性の向上
- ②東葛地区に重症心身障害児\*施設の建設

目 標	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
乳幼児健診の受診率		
乳児健康診査（3～4か月）	96.7%	97%
乳児健康診査（9～10か月）	86.2%	87%
1歳6か月児健康診査	94.5%	95%
3歳児健康診査	89.6%	90%

#### ○目標値設定の説明

受診率は、高い数値を維持しており、未受診者への受診指導を推進しながら、平成23年度の現状値を上回ることをめざします。

## 具体的な行動



## 2 障害に応じた療育

### ○現状と課題

障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、障害や病気の種類として、「知的障害\*」が最も多く、次いで「肢体不自由\*」「発達障害\*」の順になっています。

また、未就学児の将来の日中の過ごし方の意向として、「盲・ろう学校\*・特別支援学校\*（小学部）」に次いで、「小学校の特別支援学級\*」が増加しています。（資料P. 91、92 参照）

一方、「小学校の普通学級」が半減しており、多様な選択肢に対応できる体制の整備が必要とされています。

### ○めざす将来像

個々の特性に応じた療育により、障害のある児童の個性豊かな心身の成長・発達が遂げられます。

### ○具体的な行動

#### (1) 子どもの自立に向けた支援

##### ①こども発達センター\*に専門職を配置

（医師、看護師、保健師、臨床心理士\*、言語聴覚士\*、理学療法士\*、作業療法士\*、視能訓練士\*、保育士及びケースワーカー\*）

##### ②支援検討会議等を通じての連携体制の確立、療育支援

##### ③地域の保育所（園）や幼稚園、放課後児童クラブ等の児童施設への巡回相談

#### (2) 障害児保育の充実

##### ①保育に欠ける障害のある児童の心身の発達・成長を支援

##### ②統合保育室設置モデル事業

##### ③こども発達センター通園児童との交流保育の実施

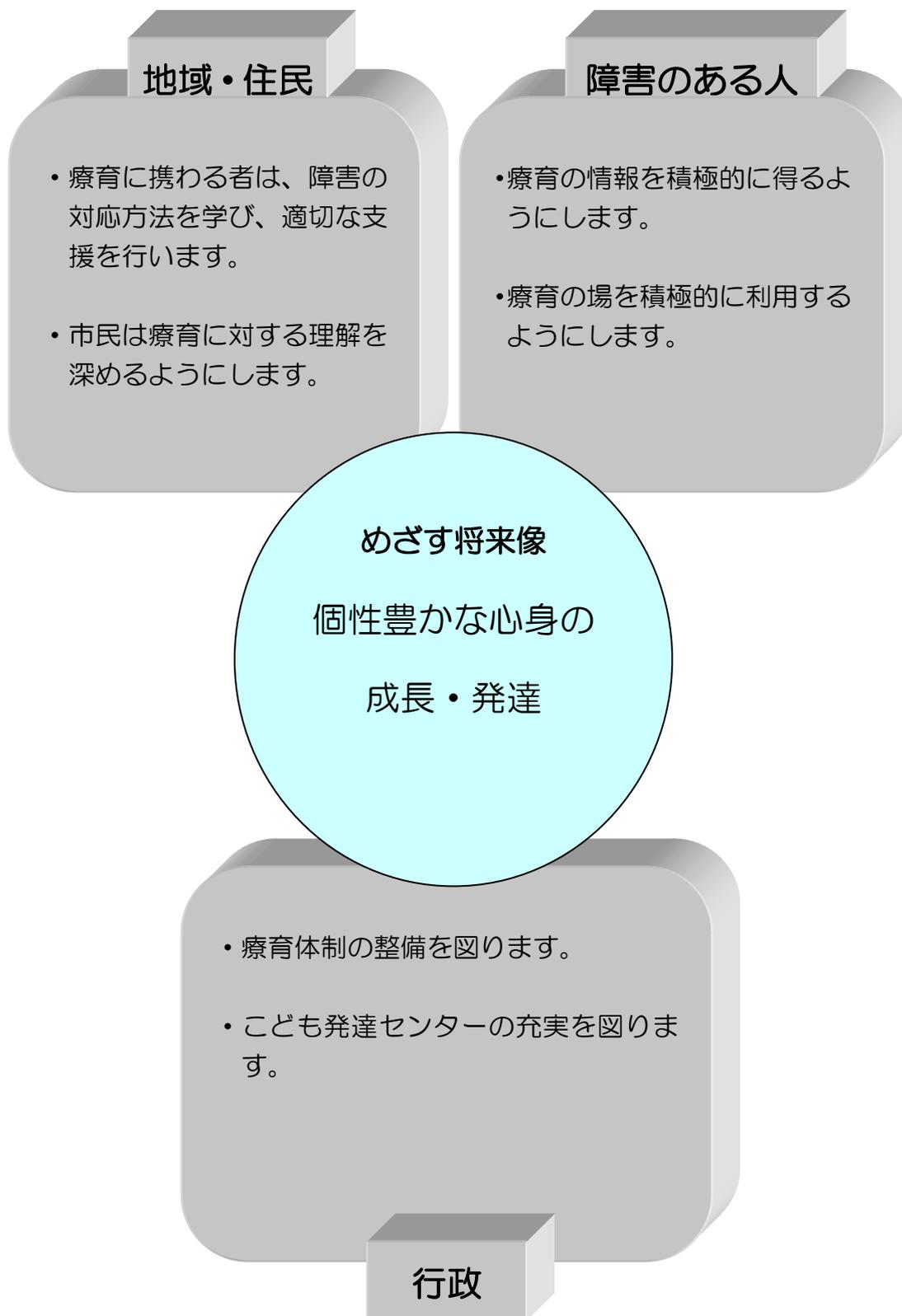
##### ④個別支援計画の作成

##### ⑤放課後児童クラブ\*等による障害児利用の実施

### ○目標

地域の中核的な療育支援施設としてのこども発達センターの機能を強化することで、障害の特性に応じた療育をさらに充実させます。

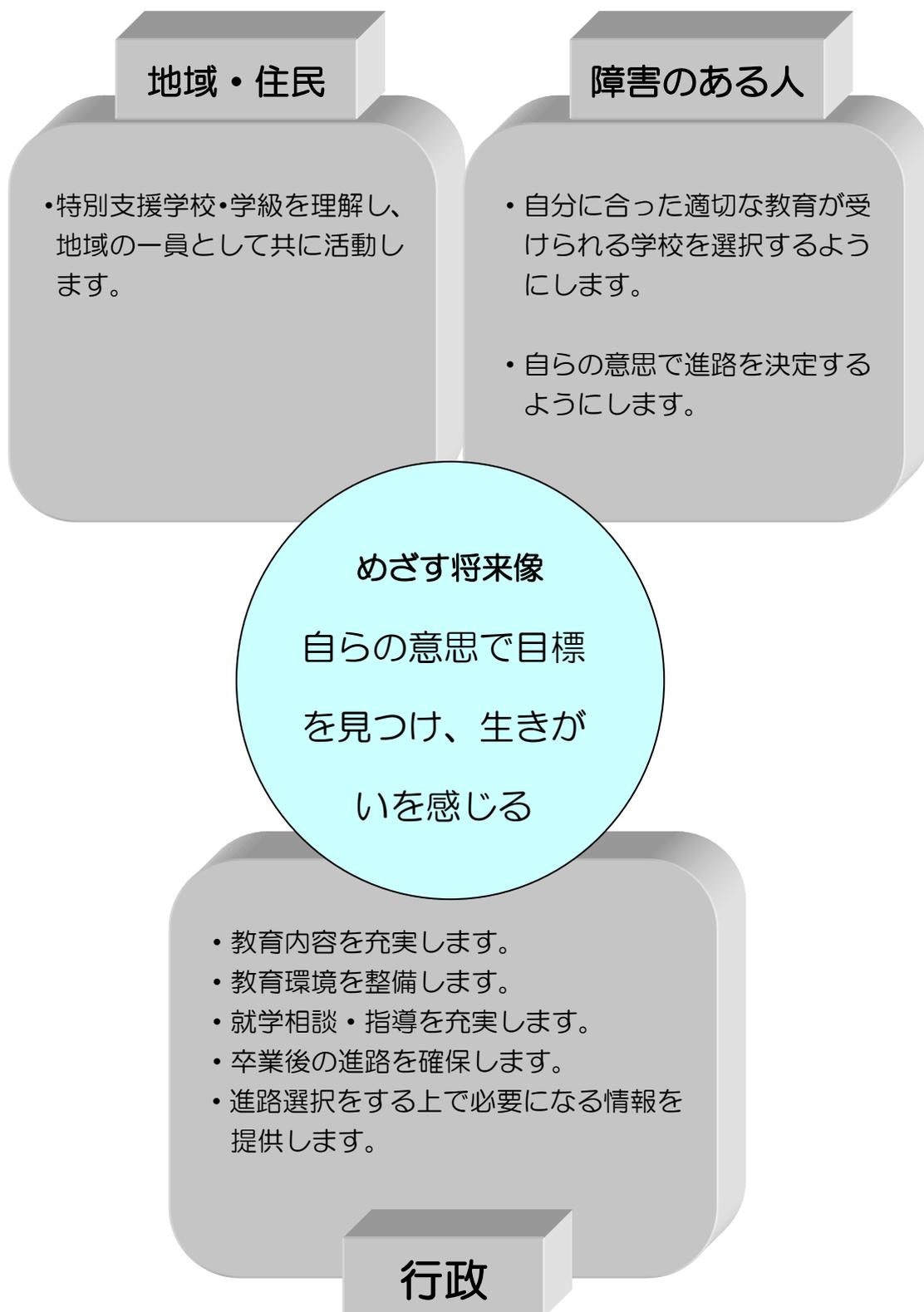
## 具体的な行動



### 3 特別支援教育\*の充実

<p><b>○現状と課題</b></p> <p>障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、就学者、就労者の現在の日中の主な過ごし場所として、「盲・ろう学校*・特別支援学校*」が約4割、「小・中学校の特別支援学級*」も約4割を占めています。「小・中学校の普通学級」が約1割で、特別支援教育を約8割の障害のある児童が利用しており、特別支援教育の更なる充実が必要です。(資料P. 93 参照)</p> <p>また、その後の過ごし方の意向としても、約3割が「盲・ろう学校・特別支援学校(高等部)」、約2割が「通所・入所等の社会福祉施設」、約1.5割が「会社などに勤める」と答えており、特別支援教育から社会福祉施設や会社等での就労を目指す児童が増加しています。【資料P. 94 参照】</p> <p>一方、「わからない」と「無回答」を合わせると約2割の児童が決めかねている状況であり、更なる受け皿づくりが必要です。</p>		
<p><b>○めざす将来像</b></p> <p>特別支援教育を通して、障害のある児童が自らの意思で目標を見つけ、やりがい、生きがいを感じ、将来の自分を思い描くことができるようになります。</p>		
<p><b>○具体的な行動</b></p> <p>(1) 教育内容の充実</p> <p>①特別支援教育指導者等の人材育成 ②交流及び共同学習の実施 ③自閉症・情緒特別支援学級の増設</p> <p>(2) 教育環境の整備</p> <p>①特別支援学級の補助教員配置 ②特別支援教育就学奨励費の支給 ③学校施設・設備の整備(バリアフリー化)</p> <p>(3) 就学相談・指導の充実</p> <p>①就学・療育相談 ②特別支援教育研修講座の開催 ③心身障害児就学指導委員会の開催</p> <p>(4) 卒業後の進路の確保</p> <p>①各学校の実情に合わせ、個々に応じた進路指導の充実 ②特別支援学校卒業生への進路支援</p>		
	現 状 値	目 標 値
目 標	23 年度	32 年度
「障害のある児童の将来の日中の過ごし方」について、「わからない」、「無回答」と回答した人の割合 (市民アンケート調査、資料P. 94 参照)	20.7%	0%
<p><b>○目標値設定の説明</b></p> <p>障害のある児童すべてが将来の進路や自分の姿を思い描けることがあるべき姿であり、「わからない」、「無回答」の割合0%をめざします。</p>		

## 具体的な行動

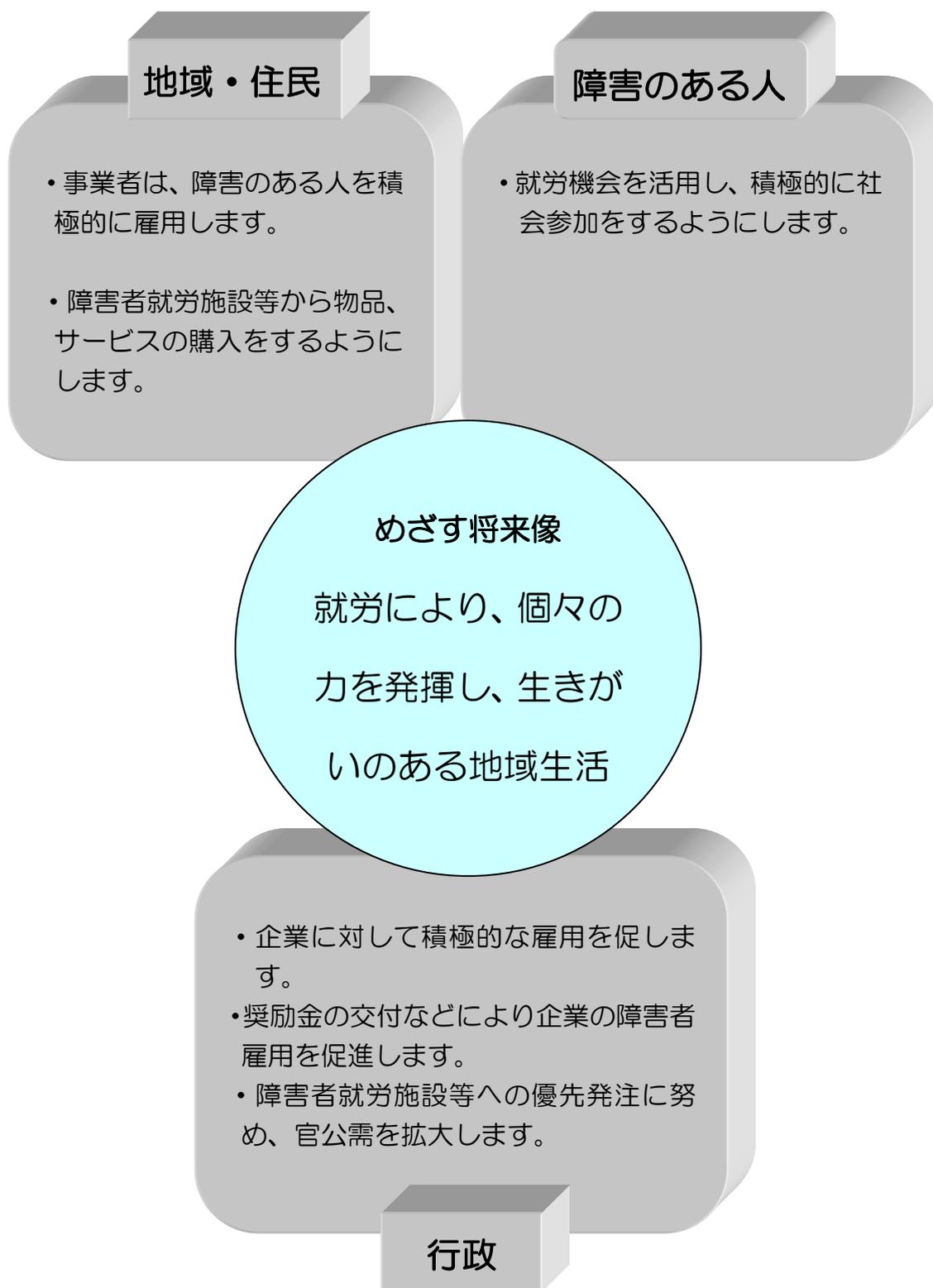


## 第3節 社会参加と就労の促進

### 1 障害のある人への就労の支援

<p><b>○現状と課題</b></p> <p>障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、将来の日中の過ごし方について、「家庭内で過ごしたい人」が約 4 割を占める一方、「会社等で働きたい人」が約 25%に増加しています。（資料P. 95、122 参照）</p> <p>雇用・就労の機会を促進するためには、企業への積極的な働きかけだけでなく、相談支援体制の整備や障害者就労施設等への支援が必要です。</p> <p>また、障害者関係団体の懇談会においても、特別支援学校卒業後の就労支援、日中活動の施設等への支援の充実が求める意見が寄せられています。</p>		
<p><b>○めざす将来像</b></p> <p>就労の機会を得ることにより、障害のある人が地域で生きがいをもって生活できるようになります。</p>		
<p><b>○具体的な行動</b></p> <p><b>(1) 就労支援・雇用の促進</b></p> <p>企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により企業の障害者雇用を促進します。</p> <p><b>(2) 就労支援体制の整備</b></p> <p>障害者の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の機能を持つ就労支援センターの設置に向けた検討を行います。また、市役所内の関係課による連絡会議を開催し、情報交換を行い、関係部局が連携して障害者の就労をバックアップしていきます。</p> <p>また、障害のある人に就労に必要な訓練や社会人としての生活習慣を身に付けるため、障害者就労施設などの社会資源を整備し、障害のある人の一般就労に向けた支援や日中活動の場を提供します。</p> <p><b>(3) 障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上</b></p> <p>障害者優先調達法*に基づき、障害者就労施設等が提供する物品、サービスの発注拡大を進めます。また、障害者就労施設等で働く障害者等の工賃向上を推進します。</p>		
<b>目 標</b>	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
松戸市内の法定雇用率*達成企業の割合	29.5%	50%
松戸市役所の障害者の雇用率	2.11%	2.3%
<p><b>○目標値設定の説明</b></p> <p>松戸市内法定雇用率達成企業の割合は、厳しい雇用情勢ではありますが、過去 10 年間（平成 12 年度～21 年度）の最高値をめざします。</p> <p>松戸市役所の障害者の雇用率は、地方自治体の法定雇用率を達成します。</p>		

## 具体的な行動



## 2 スポーツ・文化活動の支援

### ○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、障害のある人の多くが各種スポーツや文化芸術活動をしており、障害のある人の社会参加の増加傾向が伺われます。(資料P. 96 参照)

一方、「特にしなかった人」が約3割いることから、障害のある人の立場に立ったニーズを的確に把握し、参加しやすい機会や場の提供が必要とされています。

また、各種活動活発化のために必要と思うこととしては、参加しやすい体制づくりや施設設備の充実、費用の援助、移動手段や介助確保など、参加しやすい環境整備が必要とされています。(資料P. 98 参照)

### ○めざす将来像

障害のある人がスポーツや文化活動への参加を通して社会参加を促進し、地域社会において生きがいのある生活を送れるようになります。

### ○具体的な行動

#### (1) スポーツ・レクリエーションの促進

地域におけるスポーツイベント等に障害のある人の参加を促し、障害のある人とない人のふれあいの場を拡大します。また、各種スポーツ大会に参加する障害のある人を支援します。

#### (2) 文化・芸術活動の支援

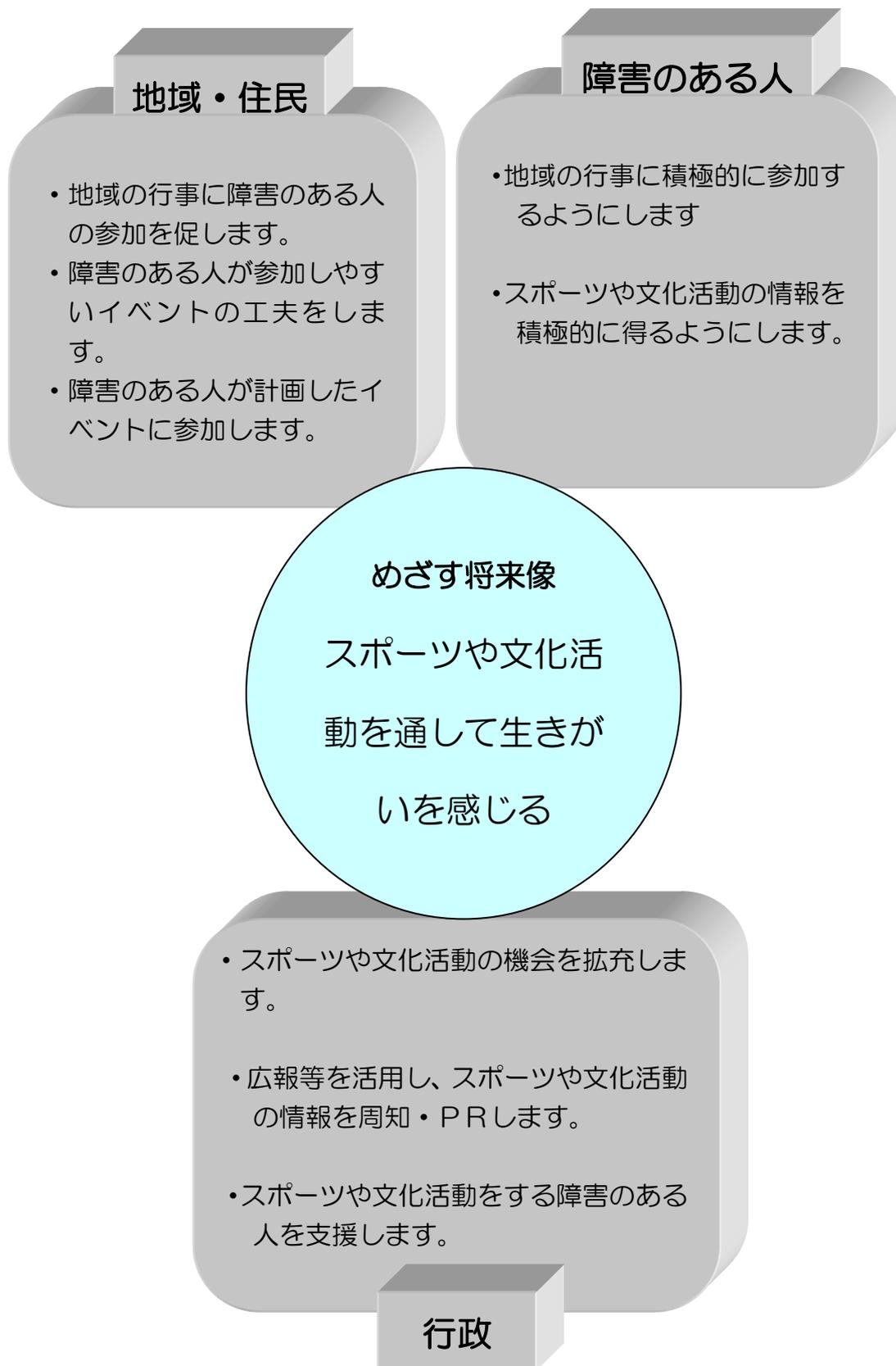
松戸市障害者福祉センター\*を中心に、各種ふれあい教室\*を開催し、障害のある人の文化・芸術活動を支援します。

目 標	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
この1年間に趣味や学習、スポーツなどの活動をした」と回答した人の割合 障害のある人 (市民アンケート調査、資料P. 96 参照)	67.0%	80%

### ○目標値設定の説明

障害のある人5人に4人がスポーツや文化活動などに参加することをめざします。

## 具体的な行動



## 第4節 自立した地域生活の支援

### 1 障害の原因となる傷病の予防と治療

#### ○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、障害や病気の種類として、「肢体不自由\*（上肢、下肢、体幹、運動機能障害）」が最も多く、次いで「内部障害\*（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓など）」、「精神障害」、「知的障害」の順になっています。（資料P. 100 参照）

また、障害があるとわかった時期については、10歳未満と加齢期における障害の発生が増加する傾向があり、特に生活習慣病\*の予防が必要になっています。

障害者関係団体の懇談会においては、①障害者を理解したドクター等に診てもらえる体制の整備、②症状の重い精神障害のある人の利用しやすいサービス、③本人はもとより家族の負担を軽減する支援体制、④医療費の現物給付\*化などが要望されています。（資料P. 123、124 参照）

#### ○めざす将来像

障害の原因となる傷病の予防と早期発見、早期治療により、一生涯の健康が保持されます。

#### ○具体的な行動

##### (1) 健康の維持・増進

生活習慣病に起因する加齢期における障害の発生を防ぐため、健康教育の実施をはじめ、個別健康教育（禁煙）、健康手帳の交付、訪問指導、健康づくりセミナーの開催や高齢者運動教室の開催、60歳からの食生活講座、特定健康診査、女性の健康診査、各種がん検診等を実施します。

健康診査の結果により、生活習慣の見直しと改善が必要な人には、積極的に保健指導を行うとともに、必要な治療へとつなげます。

##### (2) 医療費等の負担軽減

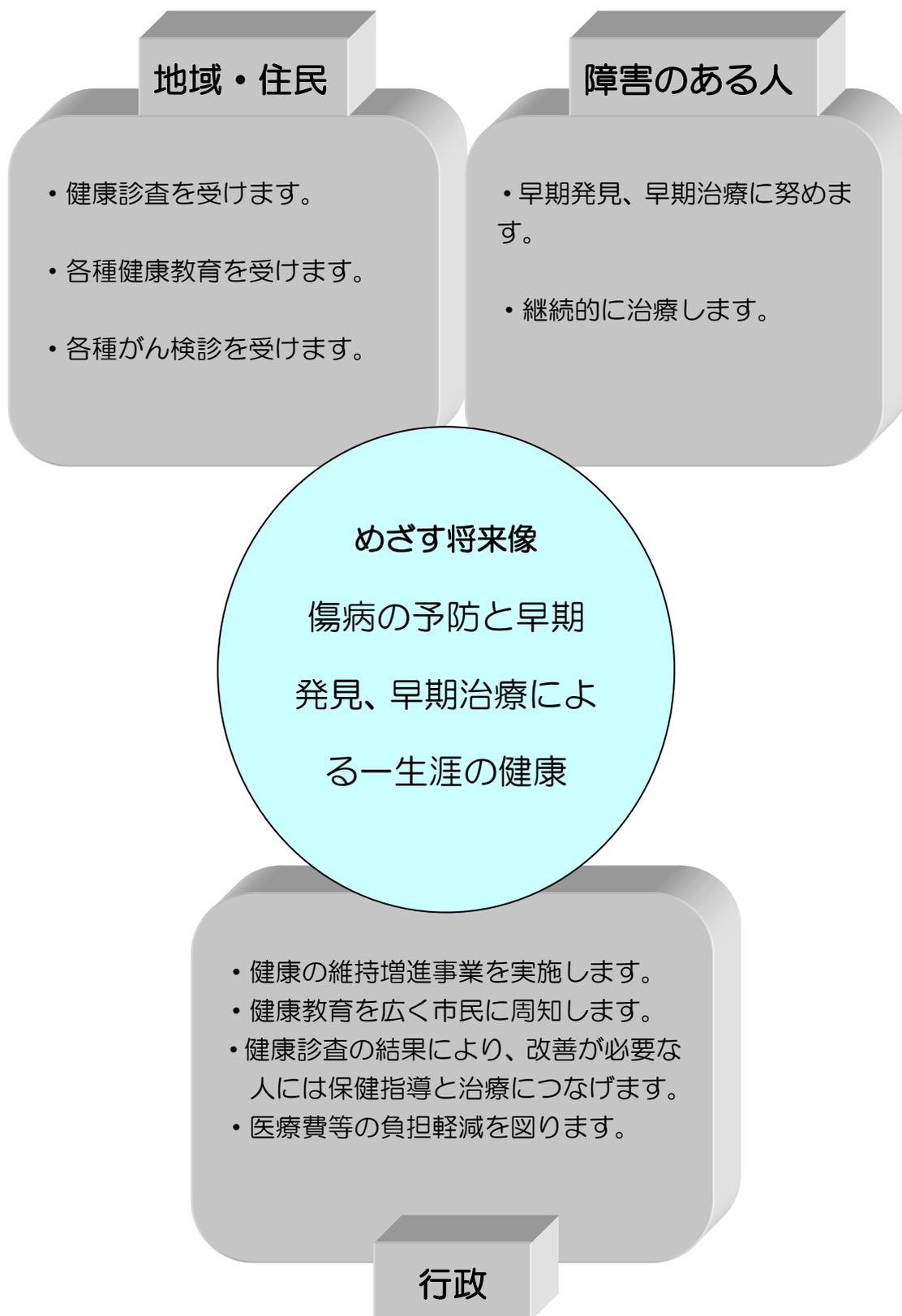
傷病を早期治療するため、国、県、市による各種医療費助成制度により、医療費等の負担軽減を図ります。

目 標	現状値	目標値
	23年度	32年度
特定健康診査の受診率	26.9%	60%

#### ○目標値設定の説明

傷病の予防には、特定健診の受診率を引き上げることが重要です。このため、第二期特定健康診査等実施計画\*の目標値をもって、本計画の目標値とします。

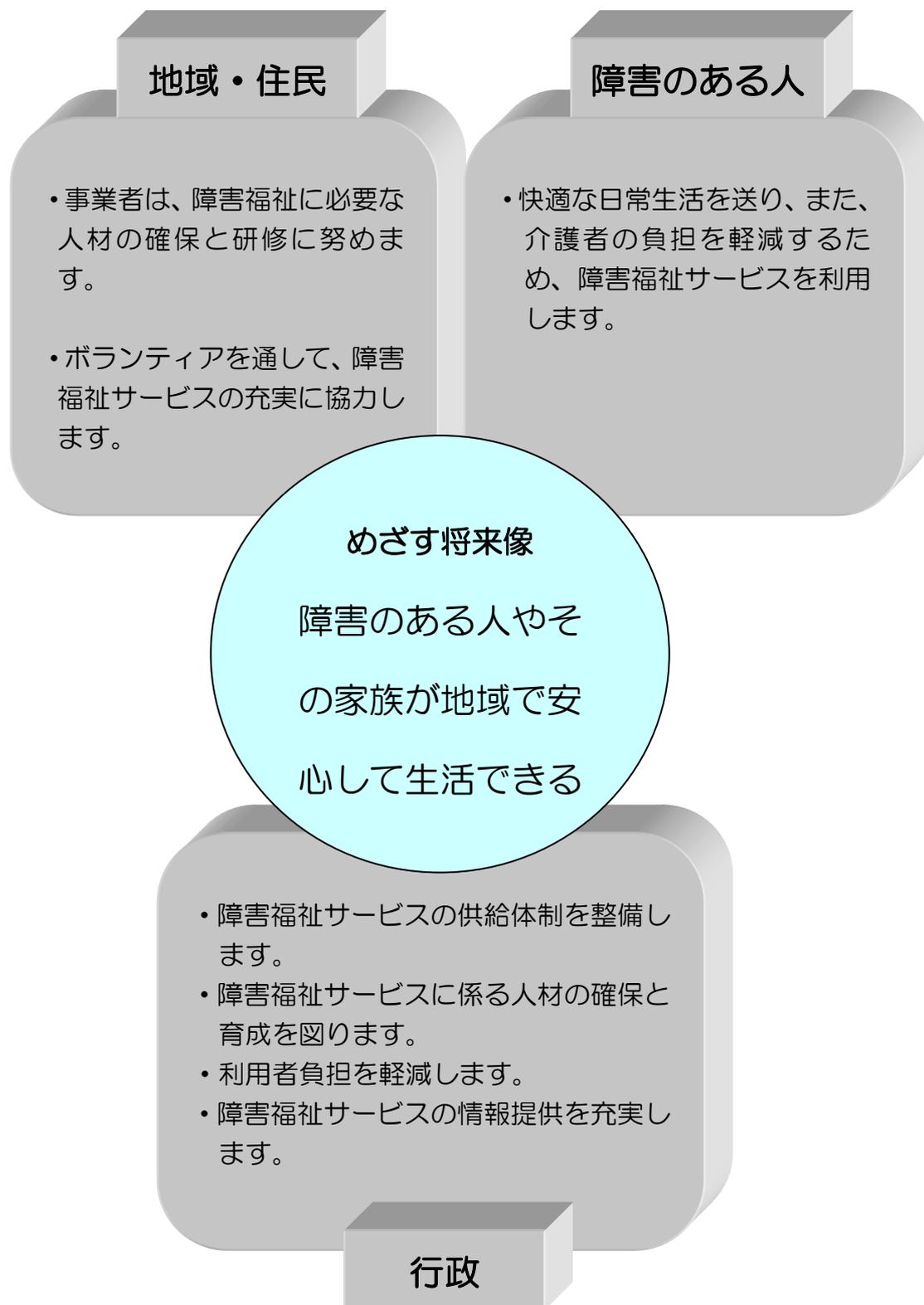
## 具体的な行動



## 2 障害福祉サービスの充実

<p><b>○現状と課題</b></p> <p>障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、普段の主な介護者は、配偶者、母の順になっています。また、障害のある人の介護者の高齢化が進んでおり、介護者の負担軽減を図る上でも、障害福祉サービスの充実が必要とされています。（資料P. 102 参照）</p> <p>障害者関係団体の懇談会においても、介護が家族にとっても不安や負担が大きく、家族全体が不調になってしまうため、各種障害に対応したサービスの内容の充実、施設整備、地域資源の活用、人材育成など様々な障害福祉サービスの充実が求められています。（資料P. 123、124 参照）</p>		
<p><b>○めざす将来像</b></p> <p>利用者のニーズに応じた様々な障害福祉サービスの提供、充実に努めることにより、障害のある人やその家族が地域で安心して生活することができるようになります。</p>		
<p><b>○具体的な行動</b></p> <p>(1) <b>障害福祉サービスの供給体制の整備</b></p> <p>障害のある人が障害に応じた様々な障害福祉サービスを受けられるよう、事業者に必要な情報を提供します。そして、不足しているサービスを明らかにし、必要なサービスを受けられるように努めます。</p> <p>また、東葛地区に建設される重症心身障害児*施設において、児・者を一貫して支援していきます。</p> <p>(2) <b>障害福祉サービスに係る人材の確保と育成</b></p> <p>障害のある人が必要とするサービスを受けられるよう、障害福祉サービスに係る人材の養成研修を行い、人材を確保するとともに、スキルアップのための研修を実施します。</p> <p>(3) <b>利用者負担の軽減</b></p> <p>障害福祉サービスの利用者が、サービスを利用しやすいよう、利用者負担の軽減に努めます。</p>		
<b>目 標</b>	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
ヘルパーなどの介助を受けるうえで、困難や苦勞があるのはどういうことですか」との問に対し、「特に問題ない」と回答した人の割合 障害のある人 (市民アンケート調査、資料P. 103 参照)	24.6%	50%
<p><b>○目標値設定の説明</b></p> <p>介護者の高齢化に伴い、障害福祉サービスの利用増加が見込まれることから、ほぼ倍増をめざします。</p>		

## 具体的な行動



### 3 生活の安定のための支援

#### ○現状と課題

障害のある人と障害のある児童を対象としたアンケート調査結果から、今後力を入れてほしい障害者施策として、「手当等の経済的支援」と「保護者がいなくなった後の生活保障」が高い数値を示しています。

特に障害のある児童では、「保護者がいなくなった後の生活保障」が最も高い数値を示しており、最大の関心事であることが伺えることから、対象となる方へのサービス提供を充実することが一層必要になっています。

【資料 P. 104～107 参照】

#### ○めざす将来像

経済的基盤の安定により、障害のある人が地域で安心して生活することができるようになります。

#### ○具体的な行動

##### (1) 年金・各種手当制度の周知

国の実施する各種の障害のある人を対象とする年金や手当、市の独自事業として実施している手当等を障害福祉のしおり、パンフレット、市ホームページ及び広報まつどにより周知を図ります。

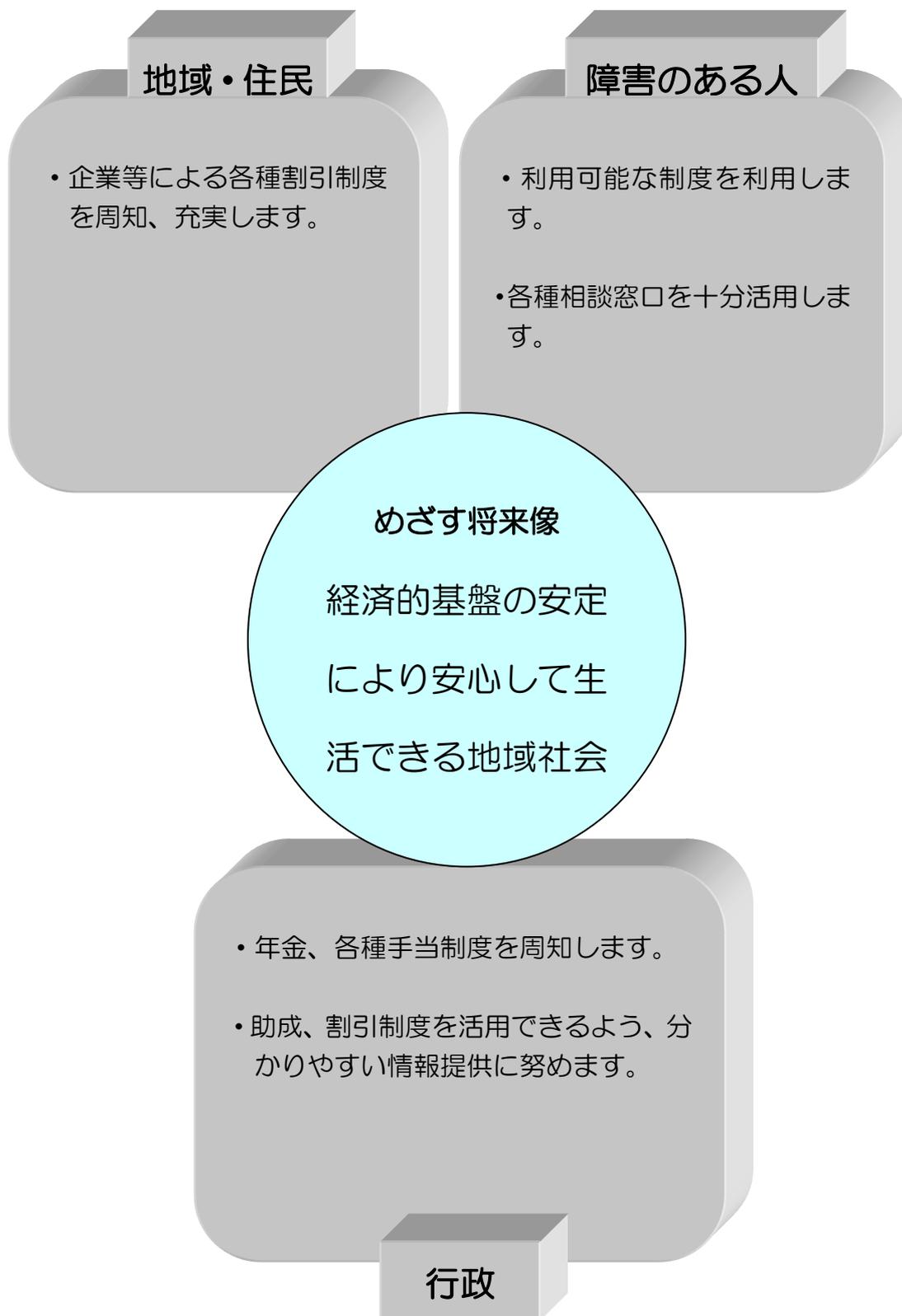
##### (2) 助成・割引制度の活用支援

障害の程度に応じた各種助成制度や障害者手帳を所持することにより利用できる各種割引・免除制度について、活用できるよう分かりやすい情報提供に努めます。

#### ○目標

障害のある方とその家族が各種制度を十分利用できるよう、わかりやすい情報提供と制度の周知をします。

## 具体的な行動



## 4 相談支援体制の充実

### ○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、人権を侵害された経験について、人権侵害の経験のない人が半数を超えていますが、就労に係る人権侵害が散見されます。(資料P. 108 参照)

一方、障害のある児童対象としたアンケート調査結果からは、障害のある人同様に人権侵害の経験のない児童が半数を超えていますが、数多くの分野での人権侵害が見受けられます。(資料P. 110 参照)

障害者関係団体の懇談会においては、①休日でも相談できる場所や移動相談サービス、②全ての人に対応できる包括的な地域生活支援システムの構築、③成年後見制度の勉強会などの要望が出されています。

(資料P. 123、124 参照)

### ○めざす将来像

地域の中で障害のある人もない人も、個人として尊重され、自立した生活を送ることができるようになります。

### ○具体的な行動

#### (1) 相談支援体制の整備・充実

ふれあい相談室として、身体・知的障害のある人を対象とした「ほほえみ\*」、精神障害のある人を対象とした「おおぞら\*」を健康福祉会館に開設し、各種相談に応じています。更に、総合的な相談支援機能を持つ基幹相談支援センター\*を市内に開設し、相談機能の充実を図ります。

#### (2) 成年後見制度の普及促進

成年後見制度\*に係る啓発用リーフレットを配布するとともに、市民後見人の養成により、市民の理解と普及促進に努めます。

#### (3) 虐待防止体制の整備

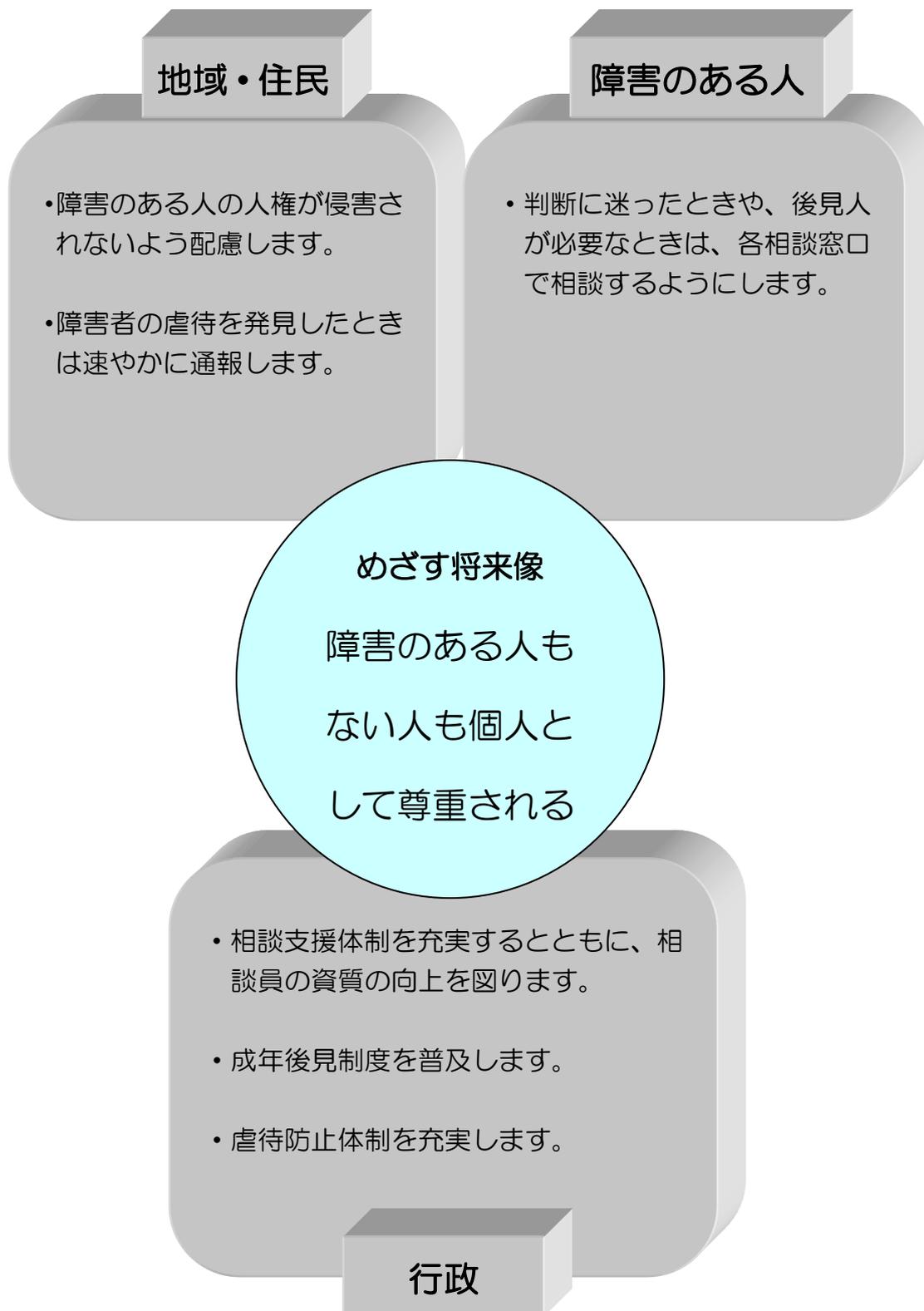
障害者虐待防止法\*の施行にともない、障害者虐待防止センター\*を整備し、障害者の虐待防止に努めます。

目 標	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
基幹相談支援センターを知っている人と回答した人の割合 障害のある人	0%	50%
ふれあい相談室を知っている人と回答した人の割合 障害のある人 (市民アンケート調査、資料P. 115 参照)	34.6%	50%

### ○目標値設定の説明

制度・事業の周知と普及促進に努め、市民の半数が知っている事をめざします。なお、基幹相談支援センターは、本計画策定時には開設されていないため現状値は0%です。

## 具体的な行動



## 第5節 安全安心なまちづくり

### 1 生活しやすいまちづくり

#### ○現状と課題

障害のある人と障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、今後力を入れてほしい障害者施策として、「道路や交通機関の整備」、「住みやすい住宅の確保や居住環境の整備」、「公共施設の整備」などのバリアフリー\*に関する要望が多い状況です。(資料P. 104～107 参照)

また、外出時に困ることとして、公共施設や公共交通機関に起因するものが多く、障害のある人や児童にとって未だに障壁が多く、生活する上でバリアフリー化の一層の推進が必要とされています。(資料P. 116～119 参照)

障害者関係団体の懇談会においては、①健康福祉会館(ふれあい22)\*へのアクセスの向上、②コミュニティーバス(ノンステップバス)\*路線を市内各地に整備、③公共施設のバリアフリー化、④障害者に配慮した設備の充実などの要望が出されています。(資料P. 124、125 参照)

#### ○めざす将来像

障害のある人もない人もすべての人が生活しやすい地域社会が実現されます。

#### ○具体的な行動

##### (1) バリアフリー化の推進

障害のある人にもない人にも利用しやすいバリアフリーの視点に立って整備を推進します。(バリアフリー・コンフリクト\*)

- ①道路：歩道の拡幅や段差解消、点字ブロック\*の敷設、放置自転車対策
- ②公共施設：入口の段差解消及び車いす対応のトイレの設置など
- ③公共交通機関：鉄道駅にエレベーターや障害者対応型トイレ等の設置支援。路線バス事業者へのノンステップバス導入支援。

##### (2) 住まいの確保と居住の支援

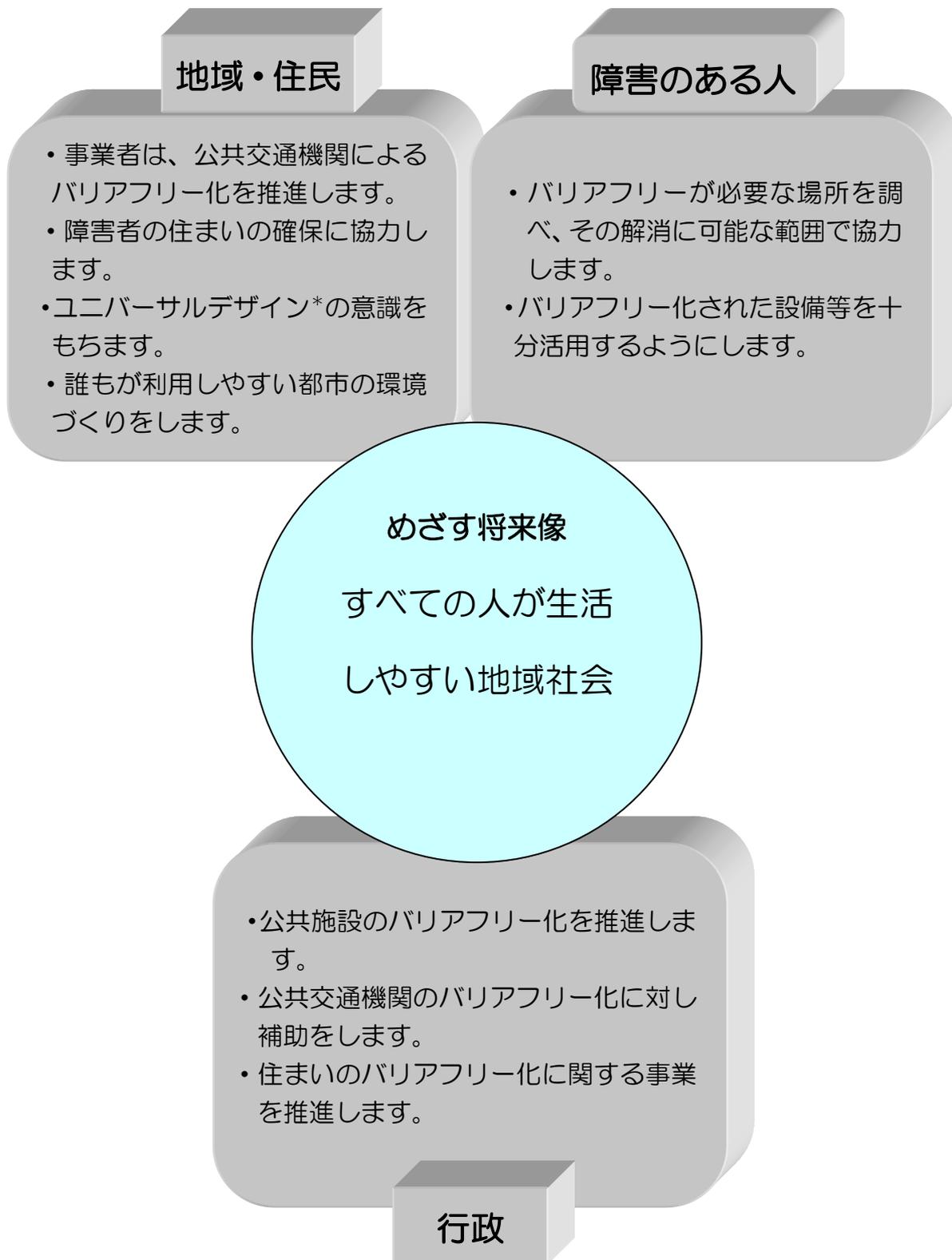
- ①市営住宅入居募集時の優遇措置
- ②住宅リフォーム相談会
- ③住宅増改築資金助成及び貸付
- ④地域移行支援事業

目 標	現状値	目標値
	24 年度	32 年度
道路のバリアフリー化地区別完了率	5.9% (1/17 地区)	27% (4/15 地区)
鉄道駅のバリアフリー化率(ワンルート整備* 率)	68.2% (15/22 駅)	100%

#### ○目標値設定の説明

現在着手の2地区と次期重点整備地区に追加指定が想定される2地区、計4地区の整備完了と鉄道事業者の行う駅のバリアフリー化に対し支援を続け、対象となる駅全てがワンルート整備されることをめざします。

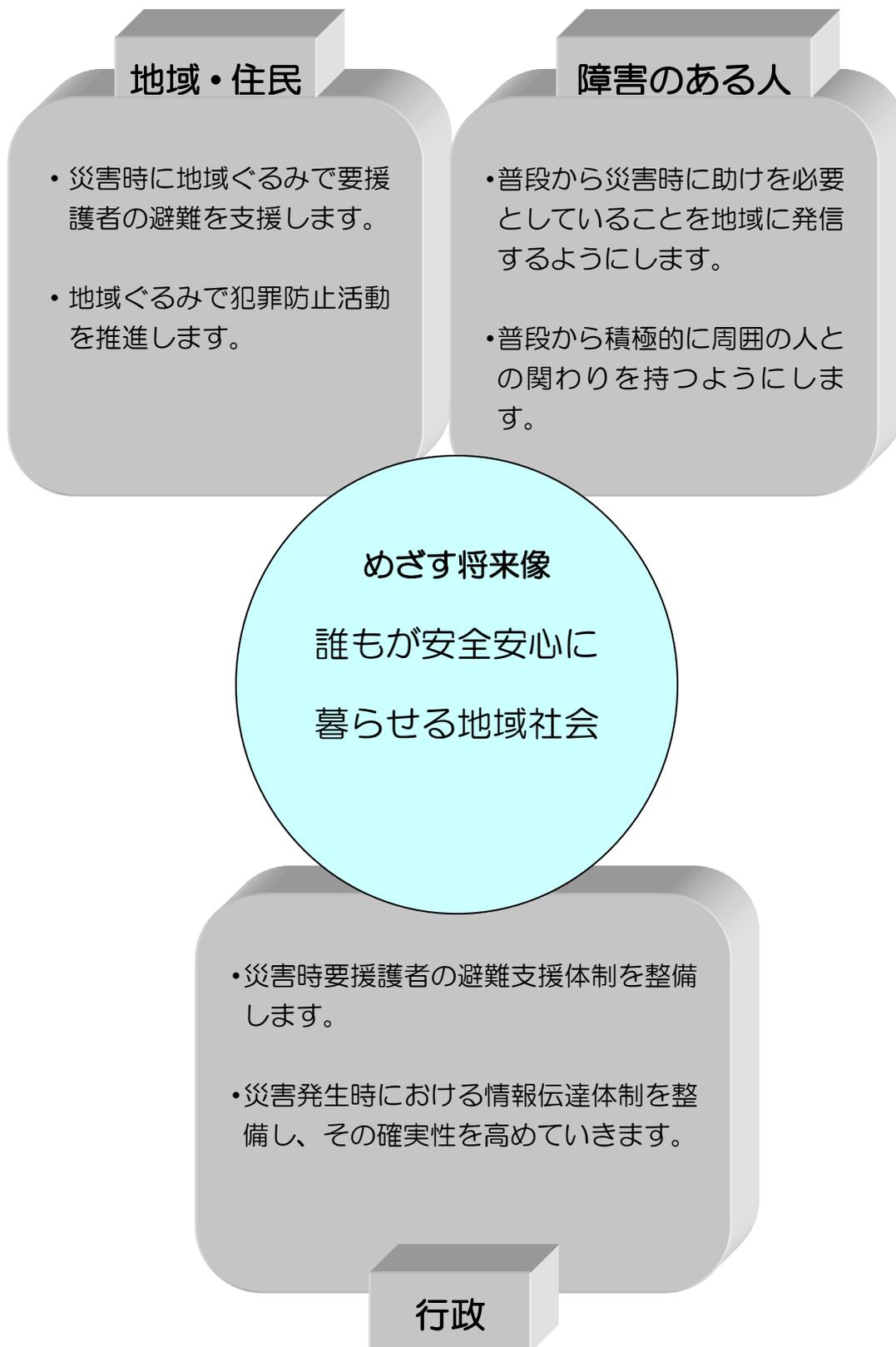
## 具体的な行動



## 2 防犯・防災対策

<p><b>○現状と課題</b></p> <p>障害のある人と障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、力を入れてほしい災害対策について、障害がある人も児童も「避難所における体制の整備」と「避難体制の確立」に最も力を入れてほしいと考えており、そのための施策の展開が必要とされています。（資料P.120 参照）</p> <p>障害者関係団体の懇談会においても、災害時には近隣の助け合いが大きな力となることから、地域における体制づくりが求める意見が寄せられています。また、避難所に関しては、①福祉避難所の増設、②避難所内に障害者専用スペースの設置、③避難所における情報保障の確保などの意見が寄せられています。（資料P. 125～127 参照）</p>		
<p><b>○めざす将来像</b></p> <p>障害のある人もない人もすべての市民の日常生活における、安全・安心が確保されるようにしましょう。</p>		
<p><b>○具体的な行動</b></p> <p>(1) 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、高齢者、障害のある人など、非難にあたり支援が必要な人に対して、避難支援体制の整備を図ります。</p> <p>(2) 災害時における情報伝達の確実性の向上</p> <p>災害発生時には、災害情報の伝達手段として、防災行政用無線・広報車・メール配信・ツイッター*等を活用し、災害情報・避難情報を提供します。また、視覚障害・聴覚障害のある人など、情報保障に配慮の必要な人に情報を伝達する体制を整備し、その確実性を高めていきます。</p> <p>(3) 防犯対策</p> <p>松戸市安全安心情報のメール配信により、火災・風水害などの災害情報のほかに、不審者・犯罪情報など緊急性の高い重要情報を提供します。</p>		
<b>目 標</b>	現状値	目標値
	23 年度	32 年度
安全安心情報メール*の登録者数	12,322 人	20,000 人
<p>災害時要援護者避難支援制度などを活用し、災害時に障害のある人を地域ぐるみで支えあう仕組みを、市内全域に普及していきます。</p>		
<p><b>○目標値設定の説明</b></p> <p>防犯・防災共通の情報提供として安全安心情報メールの登録者数の伸びを年間 1,000 人と見込んで、今後8年間の増加を加えた目標値とします。</p>		

## 具体的な行動





第6章 計画の推進に向けて

## 1 関係機関等との連携

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、都市整備、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が必要です。そのため、庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との情報を共有することで、連携強化に努めます。

また、施策の推進に当たっては、障害への理解や障害者への配慮について、市役所の各部局間の情報共有や意識の浸透に努めます。

## 2 市民参加による効率的、効果的な推進

### (1) 施策の重点化

限られた財源や資源の有効活用を図りながら、障害者のニーズに的確に対応した計画を推進します。そのため、重点施策を設定し、効果的な施策の展開を図ります。

### (2) 市民の参加と協力

本計画は、「**市民全員参加型まつど障害者プラン**」として、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの役割（具体的な行動）を掲げました。本計画を広く市民に周知することで、市民の皆様の参加と協力のもと、施策の推進を図ります。

## 3 計画の進捗状況の点検と評価

本計画で設定した達成目標や事業の進捗状況を点検、評価し、着実な計画の推進に努めます。

そのため、毎年、松戸市障害者計画推進協議会による事業の進捗状況の把握と評価を実施します。

また、計画期間の中間年を目途に、市民アンケート調査や団体ヒアリングなどを実施し、達成目標の確認と事業の進捗状況の点検、評価を行い、必要に応じて、計画の内容の見直しを行います。

中間評価の実施にあたっては、市民の皆様のご意見やニーズを的確に把握するため、アンケート項目なども見直します。

